

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

| 改正後 | | | 現行 | | |
|--|---|---|--|-----------------|------|
| 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) | | | 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) | | |
| (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略) | | | (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略) | | |
| 輸出令別表第1の項 | 輸出令別表第1中解釈を要する語 | 解 釈 | 輸出令別表第1の項 | 輸出令別表第1中解釈を要する語 | 解 釈 |
| 1～6 | (略) | (略) | 1～6 | (略) | (略) |
| 7 | (略) | (略) | 7 | (略) | (略) |
| | インプリントリソグラフィ装置 | (略) | | インプリントリソグラフィ装置 | (略) |
| | <u>貨物等省令第6条第十七号カ中のドライエッチング</u> | <u>ラジカル（開殻電子配置にある不対電子を有する原子、分子又はイオンをいう。）、イオン、逐次的な反応又は逐次的でない反応によるエッチングを含む。</u> | | (新設) | (新設) |
| | <u>貨物等省令第6条第十七号カ（一）中のシリコンゲルマニウムのシリコンに対するエッチング選択性の比率</u> | <u>ゲルマニウム濃度が30パーセント以上のシリコンゲルマニウムを用いて測定するものとする。</u> | | (新設) | (新設) |
| <u>貨物等省令第6条第十七号カ（二）中の異方性ドライエッチング</u> | <u>高周波パルス励起プラズマ、パルスデュティサイクル励起プラズマ、パルス電圧印可電極調整プラズマ</u> | | (新設) | (新設) | |

| | | | |
|----------|-------------------------------------|--|--|
| | | <u>若しくはプラズマと組み合わせた周期的ガス注入及びパージによるエッチング、プラズマ原子層エッチング又はプラズマ準原子層エッチングを含む。</u> | |
| | <u>貨物等省令第6条第十七号タ、レ(十)、オ中の幅</u> | <u>最表面における幅をいう。</u> | |
| | <u>貨物等省令第6条第十七号レ(九)中の原子層堆積装置</u> | <u>下地の導電体との界面にバリア膜を用いずに充填金属を形成させることを可能とするバリア膜を選択的に成膜することができるものを含む。</u> | |
| | (略) | (略) | |
| | <u>貨物等省令第6条第二十号中の有機金属化合物又は有機化合物</u> | アルミニウム、ガリウム、インジウム、 ^{りん} 、 ^ひ 砒素又はアンチモンが、分子の有機部分の炭素と直接に結合している化合物をいう。 | |
| | (略) | (略) | |
| 8～ 15 | (略) | (略) | |

(ロ) (略)
(8)・(9) (略)
2～13 (略)

別表第1 輸出許可等事務の取扱区分

(略)

別紙

(略)

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(11) (略)

| | | | |
|----------|----------------|--|--|
| | | | |
| | (新設) | (新設) | |
| | (新設) | (新設) | |
| | (略) | (略) | |
| | 有機金属化合物又は有機化合物 | アルミニウム、ガリウム、インジウム、 ^{りん} 、 ^ひ 砒素又はアンチモンが、分子の有機部分の炭素と直接に結合している化合物をいう。 | |
| | (略) | (略) | |
| 8～ 15 | (略) | (略) | |

(ロ) (略)
(8)・(9) (略)
2～13 (略)

別表第1 輸出許可等事務の取扱区分

(略)

別紙

(略)

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(11) (略)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1) ~ (17) (略)

(17の2) 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)のうち、次のいずれかに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの

(イ) (略)

(ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ(四) 又はルからフまでのいずれかに該当するもの

(ハ) 貨物等省令第6条第十七号の二に該当するもの

(ニ)・(ホ) (略)

(18)・(19) (略)

(注) (略)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1) ~ (17) (略)

(17の2) 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)のうち、次のいずれかに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの

(イ) (略)

(ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ(四) に該当するもの

(新設)

(ハ)・(ニ) (略)

(18)・(19) (略)

(注) (略)

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号）

| 改正後 | | | | 現行 | | | |
|---|---------------|------|-----------|--|---------------|------|-----------|
| 別表1 貨物、仕向地及び提出書類 | | | | 別表1 貨物、仕向地及び提出書類 | | | |
| 貨物 | 仕向地 | 提出書類 | 申請窓口 | 貨物 | 仕向地 | 提出書類 | 申請窓口 |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)・(ロ) (略) (ハ) 輸出令別表第1の7の項(16)又は(17)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十七号へ(四)若しくはルからフまで又は第十七号の二のいずれかに該当するもの (ニ)～(チ) (略) | と地域 ① | A | 経済産業局(※1) | 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)・(ロ) (略) (ハ) 輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当するもの (ニ)～(チ) (略) | と地域 ① | A | 経済産業局(※1) |
| 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)・(ロ) (略) (ハ) 輸出令別表第1の7の項(16)又は(17)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十七号へ(四)若しくはルからフまで又は第十七号の二のいずれかに該当するもの (ニ)～(チ) (略) | ち地域 | C | 本省 | 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)・(ロ) (略) (ハ) 輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当するもの (ニ)～(チ) (略) | ち地域 | C | 本省 |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 輸出令別表第1の7の項(2)、(16)から(18)まで、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十七号へ(四)若しくはルからフまで又は第十七号の二、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。) 又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。) のいずれかに該当するもの | 「い地域①」及び「り地域」 | A | 経済産業局 | 輸出令別表第1の7の項(2)、(16)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十七号へ(四)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。) 又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。) のいずれかに該当するもの | 「い地域①」及び「り地域」 | A | 経済産業局 |
| 輸出令別表第1の7の項(2)、(16)から(18) | と地域 | B2 | 本省 | 輸出令別表第1の7の項(2)、(16)、(18)、(2 | と地域 | B2 | 本省 |

| | | | |
|--|-----|---|----|
| まで、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十七号へ(四)若しくははルからフまで又は第十七号の二、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))のいずれかに該当するもの | ② | | |
| 輸出令別表第1の7の項(2)、(16)から(18)まで、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十七号へ(四)若しくははルからフまで又は第十七号の二、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))のいずれかに該当するもの | ち地域 | C | 本省 |
| (略) | | | |

別表2

(略)

別表2の付表1

(略)

別表2の付表2

1 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(イ) (略)

(ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ(四)若しくははルからフまで又は第十七号の二のいずれかに該当する貨物に係るもの

(ハ)・(ニ) (略)

2 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第五号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(イ) (略)

(ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ(四)若しくははルからフまで又は第十七号の二のいずれかに該当する貨物に係るもの

| | | | |
|--|-----|---|----|
| 2)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十七号へ(四)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))のいずれかに該当するもの | ② | | |
| 輸出令別表第1の7の項(2)、(16)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十七号へ(四)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))のいずれかに該当するもの | ち地域 | C | 本省 |
| (略) | | | |

別表2

(略)

別表2の付表1

(略)

別表2の付表2

1 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(イ) (略)

(ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当する貨物に係るもの

(ハ)・(ニ) (略)

2 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第五号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(イ) (略)

(ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当する貨物に係るもの

- 3 外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であつて、貨物等省令第19条第2項に該当するものうち、貨物等省令第6条第十七号へ(四) 又はルからフまでのいずれかに該当する貨物に係るもの
- 4 (略)

- 3 外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であつて、貨物等省令第19条第2項に該当するものうち、貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当する貨物に係るもの
- 4 (略)

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

| 改正後 | | | | | | 現行 | | | | | |
|--|--------|-----------------------|------|-----|------|--|--------|-----------------------|------|-----|------|
| 〔別表A〕 | | | | | | 〔別表A〕 | | | | | |
| 〔1の項〕～〔6の項〕（略） | | | | | | 〔1の項〕～〔6の項〕（略） | | | | | |
| 〔7の項〕 | | | | | | 〔7の項〕 | | | | | |
| 仕向地 輸出令別表 第1項番 | い地域① | と地域② (と地域③ を除く) | と地域③ | ち地域 | り地域 | 仕向地 輸出令別表 第1項番 | い地域① | と地域② (と地域③ を除く) | と地域③ | ち地域 | り地域 |
| (略) | | | | | | (略) | | | | | |
| 輸出令別表第1の7の項(16)又は(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号へ(4)若しくはルからフまで又は第17号の2のいずれかに該当するもの | 特別一般一般 | 特別一般 | 特定 | — | 特別一般 | 輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号へ(4)に該当するもの | 特別一般一般 | 特別一般 | 特定 | — | 特別一般 |
| 輸出令別表第1の7の項(17)、(17の2)又は(19)から(21)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ、第17号の3又は第19号から第21号までのいずれかに該当するもの | 特別一般一般 | 特別一般 | 特別一般 | — | 特別一般 | 輸出令別表第1の7の項(17)、(17の2)又は(19)から(21)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ、第17号の2又は第19号から第21号までのいずれかに該当するもの | 特別一般一般 | 特別一般 | 特別一般 | — | 特別一般 |
| (略) | | | | | | (略) | | | | | |
| 〔8の項〕～〔15の項〕（略） | | | | | | 〔8の項〕～〔15の項〕（略） | | | | | |

[別表B]

[1の項] ~ [6の項] (略)
[7の項]

| 外為令 別表項番 | 提供地 い地域① | と地域② (と地域③ を除く) | と地域③ | ち地域 | り地域 |
|--|-------------|-----------------------|------|-----|------|
| (略) | | | | | |
| 外為令別表の7の項 (1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 輸出令別表第1の7の項(16)又は(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号へ(4)若しくはルからフまで又は第17号の2のいずれかに該当するもの | 特定 | 特定 | 特定 | — | 特定 |
| (略) | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 外為令別表の7の項 (2)から(5)に掲げる技術であって、次に掲げるもの | | | | | |
| 外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第6条第17号へ(4)又 | 特別一般 一般 | 特別一般 | 特定 | — | 特別一般 |

[別表B]

[1の項] ~ [6の項] (略)
[7の項]

| 外為令 別表項番 | 提供地 い地域① | と地域② (と地域③ を除く) | と地域③ | ち地域 | り地域 |
|---|-------------|-----------------------|------|-----|------|
| (略) | | | | | |
| 外為令別表の7の項 (1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号へ(4)に該当するもの | 特定 | 特定 | 特定 | — | 特定 |
| (略) | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 外為令別表の7の項 (2)から(5)に掲げる技術であって、次に掲げるもの | | | | | |
| 外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第6条第17号へ(4)に | 特別一般 一般 | 特別一般 | 特定 | — | 特別一般 |

| | | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|--|--|
| はルからフまでの いずれかに該当す るもの | | | | | |
| (略) | | | | | |

[8の項] ~ [15の項] (略)
 (注1) ~ (注4) (略)

| | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|
| 該当するもの | | | | | |
| (略) | | | | | |

[8の項] ~ [15の項] (略)
 (注1) ~ (注4) (略)